

I 変更案の概要

1 申請者

郵便事業株式会社 代表取締役会長 北村 憲雄

2 申請年月日

平成 20 年 9 月 24 日（水）

3 実施予定年月日

平成 21 年 3 月 1 日（日）

4 概要

郵便物の引受け及び配達記録を行う「配達記録郵便」を廃止し、郵便物の引受けを記録する「特定記録郵便」を新設する。

また、配達記録郵便の廃止に伴い、電子内容証明郵便[※]の謄本について、差出人に送付する方法を変更する。

※ 電子内容証明郵便

インターネットにより、内容証明（郵便事業株式会社が、郵便物の内容である文書の内容を証明するサービス）を引き受けるサービス。郵便事業株式会社において、郵便物の内容である文書及び謄本 2 通を作成し、文書は内容証明郵便として受取人に送付。謄本のうち 1 通は郵便事業株式会社が保管し、1 通は差出人に送付。配達記録郵便廃止後は、簡易書留で差出人に送付する予定。

(1) 配達記録郵便と特定記録郵便との主な違い

主な相違点	配達記録郵便（廃止）	特定記録郵便（新設）
記録のタイミング	引受け及び配達の時点	引受けの時点
配達の方法	受取人の受領印又は署名と引換え（対面配達）	郵便受箱への投函（非対面配達）
損害賠償	郵便業務従事者の故意又は重大な過失による損害を生じさせた場合に行う	行わない

(2) サービス変更による利用者等への影響

ア 郵便物の引受けの記録は必要であるが、配達記録までは不要なので、料金を安くして欲しいという利用者ニーズに応える。

→ 特定記録郵便の新設

(民間運送事業者の「メール便」とほぼ同様の商品性)

イ 新設する特定記録郵便については、配達時を記録する工程がないことに加え、業務の効率化（作業の集中化、機械化）によりコストを削減することで、基本料金を配達記録郵便よりも値下げする。(210円→160円)

ウ 引受け及び配達記録が引き続き必要な利用者は、引受けと配達の方を記録する「簡易書留」へ移行することが想定される。

なお「簡易書留」についても、業務の効率化（作業の集中化、機械化）により、コストを削減することで、基本料金を50円値下げする。

(350円→300円)

エ 配達記録郵便を廃止し、特定記録郵便を新設することにより、郵便事業株式会社の郵便事業のうち、特殊取扱の収支を改善する。

(3) 配達記録郵便の廃止に伴う代替サービスの状況

サービス名称	記録性	損害賠償	配達記録と比較した料金
配達記録郵便 (今回廃止)	○	△ (故意重過失のみ)	—
特定記録郵便 (今回新設)	△ (引受けのみ)	×	値下げ(▲50円)
簡易書留 (既存)	○	○ (5万円まで)	値上げ(+90円)

(注) 情報通信行政・郵政行政審議会に諮問される事項は、総務省組織令第125条に規定されているとおりです。

なお料金については、当該条項には含まれていないため、参考情報として記載しております。

総務省組織令（平成十二年六月七日政令第二百四十六号）

（情報通信行政・郵政行政審議会）

第二十五条 情報通信行政・郵政行政審議会は、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）、特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成五年法律第五十四号）、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）、電気通信事業法、郵便法、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）及び民間事業者による信書の送達

に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2（略）

郵便法（昭和二十二年十二月十二日法律第百六十五号）

（郵便約款）

第六十八条 会社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2（略）

（審議会等への諮問）

第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二、三（略）